令和８年(2026 年)10 月改訂

枚方市小企業事業資金融資（大阪府市町村連携型融資）案内

枚方市では市内の小規模企業者を対象に、大阪信用保証協会の保証を付して、事業に必要な資金のあっせんを行っております。

利　用　資　格
市内において、原則として同一場所で６ヶ月以上引き続き同一事業を営んでおり、確定申告・決算に伴う納税状況を確認することができる小規模企業者 【小規模企業者とは次のいずれかに該当する方です】 中小企業信用保険法第 2 条第 3 項に定める ・常時使用する従業員数が 20 人（商業・サービス業（宿泊業及び娯楽業を除く）は 5 人）以下の会社、個人 ・常時使用する従業員数が 20 人以下の医業を主たる事業とする法人 ・法に基づく事業協同小組合等（窓口でご確認ください。）

融　資　条　件			
融資限度額	一事業者について	４００万円以内（注―１）	
資金使途	運転資金及び設備資金　※但し、転貸資金は認めません（注―２）		
融資期間	運転資金	４８ヶ月以内	
	設備資金	４８ヶ月以内	
融資利率 （注―３）	固定金利	年２.１％	
担保	原則として、不要		
必要な書類	（別表第１を参照）		
連帯保証人	（別表第２を参照）		
信用保証料	大阪信用保証協会の定める料率		
返済方法 （注―４）	毎月元金均等分割返済（据置期間は６ヶ月以内）		
信用保証料の 補給制度	１０万円を限度に負担（支払い後、申請により補給します）		
取扱い 金融機関	りそな銀行	みずほ銀行	関西みらい銀行
	京都銀行	池田泉州銀行	京都信用金庫
	京都中央信用金庫	枚方信用金庫	大同信用組合
	のぞみ信用組合	－	－
受付場所	枚方市役所別館３階 観光にぎわい部　商工振興課 TEL ０７２－８４１－１３２５(直通)　FAX　０７２－８４１－１２７８		

（注―１）既存の信用保証協会の保証付融資の融資残高（根保証においては融資極度額）との合計で２０００万円の範囲内となる新規の申込みに限ります。

（注―２）設備資金の場合、原則として設備実施の着手確認が必要となり、実地調査等の設備着手の確認を行う場合があります。

（注―３）融資利率は、金融情勢の変化等により変わることがありますので、申込時に窓口でご確認ください。

（注―４）据置期間中は利息のみの返済となります。

融資の申込みができない事業者
Ⅰ．業種・法人格について 農林漁業、金融保険業（クレジットカード業・割賦金融業、金融商品取引業（補助的金融商品取引業を除く。）、商品先物取引業・商品投資顧問業、補助的金融業・金融附帯業（資金決済 に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第二十五項に規定する資金移動業務を行うもの及び同法第三条第一項に規定する前払式支払手段の発行の業務を行うものに限る。）、金融代理業（金融商品仲介業に限る。）、保険媒介代理業及び保険サービス業を除く）、風俗営業（公序良俗等の観点から問題がある場合）、性風俗関連特殊営業、宗教法人、学校法人、特定非営利活動法人、一般社団法人・一般財団法人・社会福祉法人（医業を主たる事業とする場合を除く）などの場合 Ⅱ．信用保証協会との取引について ①原則として、信用保証協会の代位弁済を受け、その求償債務が終わっていない場合 また、それらの保証人となっている場合（申込人の事業と実質的に同一である企業と大阪信用保証協会が判断した場合を含む） ②原則として、信用保証協会の保証付借入金等に延滞等の債務不履行がある場合 また、それらの保証人となっている場合（申込人の事業と実質的に同一である企業と大阪信用保証協会が判断した場合を含む） ③前回保証資金が、合理的理由なく資金の使途目的以外に流用されていた場合 ④直近に借入があり、その借入による資金投入効果等の影響度合を見極める必要があると大阪信用保証協会が判断した場合 Ⅲ．金融取引等について ①銀行取引停止処分を受け２か年を経過していない場合（原則、第１回目の不渡を出して６か月を経過していない場合を含む） ②仮差押・差押、競売等法的措置を受けている場合および破産手続、再生手続、会社更生、会社整理等を申立中の場合 ③すでに枚方市小企業事業資金融資を受けて返済中の場合 Ⅳ．財務内容等について ①税金を滞納し、完納の見通しがたたないと大阪信用保証協会が判断した場合 ②借入金（消費性、住宅ローンを含む）、公共料金または賃借料等の支払いを滞納している場合 ③高利借入を利用していて、早期解消が見込めないと大阪信用保証協会が判断した場合 ④業績が極端に悪化し、事業継続が危ぶまれると大阪信用保証協会が判断した場合 ⑤粉飾決算や融通手形操作を行っている場合 ⑥これまでの業績および今後の事業見通しなどから返済が見込まれないと大阪信用保証協会が判断した場合 Ⅴ．その他 ①許認可等を必要とする事業を営む方で、その許認可等がない場合 （申請中であって、許認可等を取得することが確実であると大阪信用保証協会が認めた場合を除く） ②事業実態が把握できないと大阪信用保証協会が判断した場合 ③法人の商号、本社、業種、代表者を頻繁に変更している場合 ④申込人（関係人を含む）がその事業等に関し、刑法・行政法その他公的法規に違反する行為をなし、またはなしたとみなすべき相当の理由がある場合 ⑤申込書類等に虚偽の記載がある場合など、大阪信用保証協会が取扱い不適当と判断した場合 ⑥休眠会社（最後の登記後 12 年以上経過した株式会社で会社法第 472 条の規定により、休眠会社として解散したものとみなされたもの）および休眠組合の場合（「中小企業等協同組合法の一部を改正する法律」の規程により、休眠組合の適用を受けるもの） ⑦業態・事業内容が性風俗関連、非合法関連、賭博性・投機性の高いもの、反社会的なものと大阪信用保証協会が判断した場合 ⑧申込に際し、いわゆる金融あっ旋屋等の第三者が介在する場合 ⑨暴力的不法行為者および反社会的勢力と大阪信用保証協会が判断した場合 ⑩その他公序良俗に反する等、大阪信用保証協会が取扱い不適当と判断した場合 ⑪融資する資金で購入した設備を枚方市外に設置する場合 ⑫本市の市税を滞納している場合

●このご案内は、枚方市小企業事業資金融資（大阪府市町村連携型融資）の概要をお知らせすることを目的とするものであり、一切の融資もしくは保証等をお約束するものではありません。
●申込書は申込人ご本人が直接受付へ提出してください。郵送では受け付けません。申込書受付後、取扱金融機関および信用保証協会が審査し、保証および融資の諾否、決定金額について通知します。（各取扱金融機関からご連絡します。）
●融資申込書は、原則として申込人がご記入ください。申込書類一式に虚偽の記載が判明した場合は、融資をお断りする場合があります。
●融資の申込みを代行するだけで高額の手数料を請求する業者がありますので、ご注意ください。このような代行業者は、枚方市および大阪信用保証協会とは全く関係ありません。
●申込後、保証協会の審査の過程で、必要な書類の提出を求めたり、企業訪問させていただくことになりますが、ご協力いただけない場合は、審査を打ち切らせていただくことがあります。
なお、必要に応じ予約なしで訪問することがありますので、あらかじめご了承ください。
●融資の決定に際しては、資金使途、業績、財務内容、資産等を総合的に勘案して判断いたします。
ご希望にそえない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

別表第１（必要な書類）（注－５）

添付書類				確認欄
（1）	大阪府中小企業向け融資申込書　兼　信用保証委託申込書		1	
（2）	申込人（企業）概要		1	
（3）	資産・負債および収入・支出		1	
（4）	保証人等明細		1	
（5）	信用保証委託契約書		1	
（6）	事業計画書（計画内容が確認できる場合は他の計画書の準用可）		1	
（7）	同意書　（注－６） ・個人情報の提供に関する同意書（枚方市用） ・個人情報の取扱いに関する同意書（保証協会用） ・個人情報の提供に関する同意書（金融機関用）※取扱金融機関所定の様式の場合があります。		各１	
（8）	小規模サポート資金申込に係る融資残高申告書		1	
（9）	納税証明書等（別表第３を参照）		1	
(10)	市税の滞納無証明書（発効後１ヶ月以内のもの）		1	
(11)法人の場合		履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）	2	
		決算書および附属明細書（写） ※決算を２期以上している場合は直近２期分	2	
		確定申告書（写）【別表１、４、５など】（※1）（※2） （※1）電子申告の場合は受付結果（受信通知）を印刷したものを添付 書面による申告を行っている場合は別途確認資料が必要。（注－７） （※2）申告を２期以上している場合は直近２期分	2	
(12)個人の場合		確定申告書（写）（※1）（※２） （※１）電子申告の場合は受付結果（受信通知）を印刷したものを添付 書面による申告を行っている場合は別途確認資料が必要。（注－７） （※２）申告を２期以上している場合は直近２期分	2	
(13)印鑑証明書		申込人	1	
		連帯保証人（法人代表者）等（注－６）	該当するもの各１通	
(14)	営業に際して、必要となる許認可・届出書等の写し（必要業種の場合）			
(15)	担保物件が不動産の場合、不動産全部事項証明書（不動産登記簿謄本）（発行後３ヵ月以内のもの）			
(16)	担保物件が有価証券等の場合、帳簿価格および時価を記載した説明書			
(17)	設備資金の場合、契約書（写）・見積書（写）　等			
(18)	申込時点において保証協会の利用がない場合、申込人（法人にあっては代表者）の住民票抄本（前住所が確認できるもの） （写し可、原則発行後３ヵ月以内のもの） （取扱金融機関の同意がある場合等は省略可）			
(19)	申込人（法人にあっては代表者）および連帯保証人が外国人の場合、在留資格および在留期間が確認できる住民票抄本（原則、発行後３ヵ月以内のもの）または在留カードもしくは特別永住者証明書のいずれかの写し ただし、在留資格が永住者の場合、既に保証協会が永住者であることを確認済であって、申込時点において、保証協会の利用がある場合は不要。			
(20)	新規事業計画書（注－８）			
(21)	「経営者保証に関するガイドライン」等に係るご説明 ※経営者保証を提供しない場合は不要。ただし、作成者は事業者ではなく、受付機関とする。			
(22)	その他、必要と認められる書類			

（注－５）「犯罪による収益の移転防止に関する法律」により、融資の申込に必要な書類とは別に、融資実行時に取扱金融機関の窓口において、本人確認のための書類提示(運転免許証、印鑑登録証明書等)を求められる

ことがあります。
また、連帯保証人の印鑑証明書などを求められることがありますので、あらかじめご了承ください。

（注－６）申込人以外の方が担保を提供する場合は、担保提供者の個人情報の取扱いに関する同意書および印鑑証明書が必要です。

（注－７）書面による申告を行っている場合、以下のいずれかが必要です。①所得税・法人税に係る納税証明書（その１またはその２）②所得税・法人税に係る納付書③通帳写し等所得税・法人税の納税が確認できるもの。※ただし、令和６年 12 月 31 日以前の確定申告書（書面）については税務署受付印による確認を可能とします。

（注－８）新規事業資金の場合、新規事業計画書（ただし、計画内容が確認できる場合は、他の計画書を準用することが可能です。）が必要となります。

・新規事業資金とは「現行事業を継続若しくは縮小（廃止を含む。）し、現行事業とは別の新たな事業（総務省統計局が定める日本標準産業分類における小分類について、現行事業と異なるもの。）を行う資金」をいいます。なお、現行事業および新たな事業がいずれも飲食店で、中分類の範囲内の場合は、同計画書を省略することができます。

別表第２（連帯保証人）

申込者区分	連帯保証人（注－９）
個　人	原則として、不要
法　人	法人代表者
組　合	代表理事

（注－９）次の方は、個々の実情に応じて連帯保証人になっていただく場合があります。

・実質的な経営権を持つ方
・事業承継予定者
・同一事業に従事している配偶者
・組合における代表理事以外の理事、組合員（組合員が法人の場合はその代表者）　等

（※）連帯保証人になっていただく方は取扱金融機関で締結する金銭消費貸借契約等の連帯保証人にもなっていただきます。

別表第３（納税証明書等）

納 税 証 明 書 等 （当該事業にかかるもの）		
個　人	①所得税（その１又はその３）	いずれか１通
	②事業税（注－10）	
	③府・市町村民税（所得割又は均等割）（注－11）（注－12）	
法　人	④法人税（その１又はその３）	
	⑤事業税（注－10）	
	⑥法人府民税（法人税割又は均等割）	
	⑦法人市町村民税(法人税割又は均等割)	
上記の納税証明書について、発行時期未到来のため添付できない場合は、①～⑦のいずれかに係る納税状況を証する書類（領収印のある納付書の写しなど）		

（注－10）事業税の納税証明書で「確定額、納付額及び未納額なし」と記載されているものは取扱いません。

（注－11）課税額ゼロの場合のみ、課税証明書（ゼロ証明）による取扱いが可能です。

（注－12）府・市町村民税で地方税法の規定により、障害者控除額又は寡婦（夫）控除額を控除されたため、所得割がなくなった場合は、均等割の完納証明で府・市町村民税の所得割のあるものとみなします。